

権利擁護支援に関する 国の取組みについて

～ 成年後見制度見直しに向けた議論の現状 ～

公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
厚生労働省 成年後見制度利用促進専門家会議 委員
公益社団法人商事法務研究会 成年後見制度の在り方研究会 委員
T R Y 星野社会福祉士事務所
認定社会福祉士（地域社会・多文化分野）
星野 美子

1. 権利擁護をめぐる国内外の動向

1999年 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）スタート

2000年 介護保険導入・社会福祉基礎構造改革

成年後見制度スタート（民法の改正）

2006年 地域包括・権利擁護事業と高齢者虐待防止法

2007年 障害者権利条約 署名

2010年 後見世界大会 横浜宣言

（類型のあり方、公的支援体制の不足への問題提起）

2012年 老人福祉法改正（市民後見人養成への取組）

2014年 **障害者権利条約 批准**

2016年 **成年後見利用促進法成立**（議員立法）

2017年 第一期基本計画と5年の工程表の提示

2022年 第二期基本計画の閣議決定

（意思決定支援の普及と成年後見制度の見直し）

2. 国の成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法

(成年後見制度の利用の促進に関する法律)

平成28年法律第29号

第1条 (目的)

この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害により財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支えあうことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにも関わらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進についての基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第一期成年後見制度利用促進基本計画で 取り組んだこと

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - 診断書の改訂・本人情報シートの開発と普及啓発
 - 意思決定支援ガイドラインの公表
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - 中核機関設置推進
 - 中核機関の機能を支えるネットワークの構築
(家裁との連携強化への専門職団体の関与)
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
 - 後見制度支援信託以外の対応の検討
 - 監督体制のあり方の検討

●● 本人情報シートの活用状況と今後の課題

中間検証報告書

適切な医学的診断が行われ、本人にとって適切な後見人等が選任されるためにはできるだけ多くの事案で本人情報シートが活用されることが望ましい。



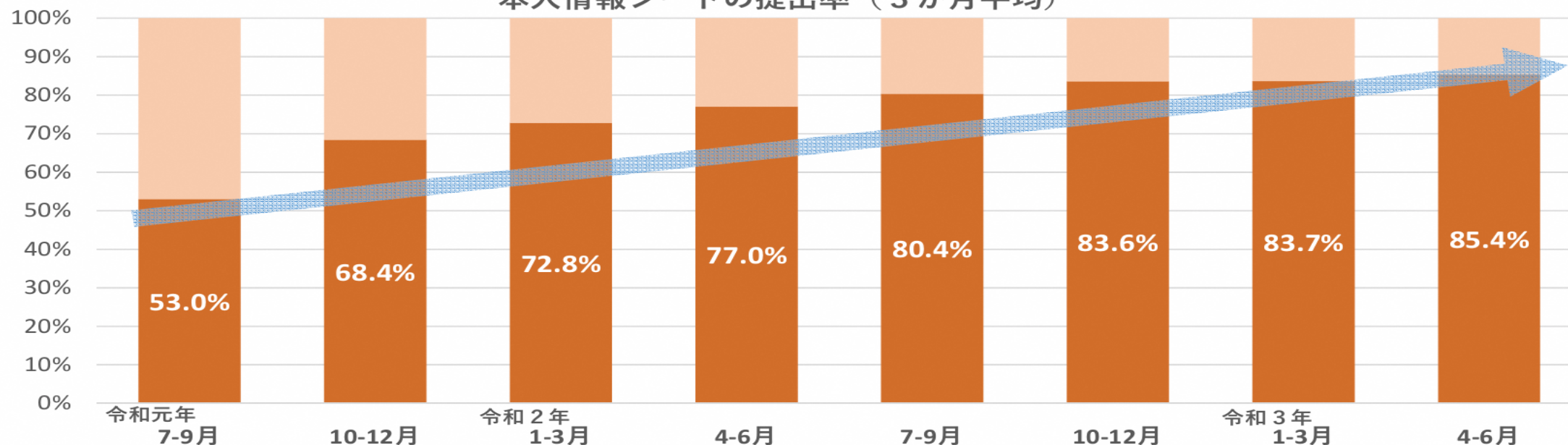
本人情報シート利用の実態を把握し、更なる活用に向けた方策を検討する必要



調査の内容

平成31年4月1日以降に申し立てられ、令和元年7月1日以降に終局した、後見開始、保佐開始、補助開始の各審判事件及び任意後見監督人選任事件のうち、本人情報シートが提出された事件数を調査

本人情報シートの提出率（3か月平均）



- 提出率は順調に伸びており、直近の3か月平均のデータでは85%を超えている。全国平均と比べて提出率の低い家裁においても提出率の伸びが認められる。
- 本人情報シートが作成されていない事案の中には、本人が長期にわたり入院しているケースなど医師に本人の生活状況を伝える必要のない事案も一定数存在する。



本人情報シートは全国的に実務に定着している。



第二期成年後見制度利用促進基本計画 (令和4年度～令和8年度)

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- (2) 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- (4) 優先して取り組む事項
任意後見、担い手の確保育成、利用支援事業、行政計画の策定、都道府県の機能強化

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

権利擁護支援の
地域連携ネットワーク

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした 支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

第一期利用促進基本計画（2017年度～2021年度）の課題と 第二期利用促進基本計画（2022年度～2026年度）における対応

第一期計画における課題	第二期計画における対応
成年後見制度とその運用について ・ 本人のニーズ変化に対応できない ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合がある	成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実 ・ 民法の見直しに向けた検討 ・ 制度以外の権利擁護支援策の検討 成年後見制度の運用の改善 ・ 家裁と地域の関係者の連携により状況に応じて後見人の交代を実現。意思決定支援研修の実施
後見人の報酬について ・ 専門性や事務内容に見合った報酬額となっていない ・ 市町村による助成事業の実施状況の異なり	後見人への適切な報酬の付与 ・ 適切な後見報酬の算定、報酬助成事業の見直し ・ 報酬のあり方、報酬助成等の制度のあり方の検討
地域連携ネットワークづくり ・ 整備が進まない ・ 制度のニーズ増に対応する担い手確保	地域連携ネットワークづくりの推進 ・ 都道府県の機能強化

3. 成年後見制度見直しに関する主な論点

○ 成年後見制度の有期的な利用の可否

- ・ 他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき → **成年後見制度の利用が途中で終わる！**

○ 成年後見制度の3類型の在り方

- ・ 成年後見制度の3類型（後見・保佐・補助）を廃止して、事案に応じて権限を付与すべき → **すべてを後見人等に管理されることはない！**

○ 成年後見人の柔軟な交代

- ・ 本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべき → **専門職がずっと就いている状態はおかしいのでは？**

○ 成年後見人の報酬の在り方

- ・ 後見人等の報酬の決定についてできるだけ予測可能性の高い制度にすべき
→ **いくら支払うのかわからないのは困る。全額（100%）自己負担でいいのか？**

○ 任意後見制度の在り方

- ・ 任意後見制度の利用が低調であるため、同制度の利用を促進する方策を検討すべき
- ・ 本人の判断能力が低下しているのに、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てがされていない

成年後見制度の在り方に関する研究会（※）

※ 公益社団法人商事法務研究会が主催

- ☆ 検討対象：成年後見制度の見直し
（法定後見制度・任意後見制度）
- ☆ 時期： 第1回 令和4年6月7日～令和6年3月
- ☆ メンバー：座長 山野目章夫・早稲田大学大学院法務研究科教授
委員 合計13名（学者6名、弁護士1名、司法書士1名、
社会福祉士1名、当事者団体4名）
関係省庁 法務省民事局、厚生労働省社会・援護局、最高裁家庭局

令和6年度より法制度審議会にて議論の予定
令和9年民法改正の予定

4. 議論の現状や見通し

- 成年後見制度の在り方研究会は、現在まで20回実施。
2月に21回、22回が実施され、終了の予定。
- 2月に法制審議会が開催され、「成年後見制度の法改正」のための部会を設置することについて、法務大臣に諮問され、部会が設置される（予定）。
- 令和6年4月より法制審議会での議論に移る。

法制審議会とは：法務省に設置された審議会の一つで、法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議することが目的。

最近の法制審議会

→ 家族法制部会において離婚後の共同親権が議論されている

* 議論の現状については、当日、お話しできるところまで口頭でお話しします。